

熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会傍聴要領

制定 令和 2 年（2020 年）9 月 25 日 道路整備課長決裁

改正 令和 5 年（2023 年）4 月 3 日 道路計画課長決裁

（趣旨）

第 1 条 この要領は、熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日に事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴の制限）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- （1） 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- （2） 酒気を帯びていると認められる者。
- （3） その他委員会の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

（傍聴人数の制限）

第 4 条 熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。ただし、会長が選任されていない場合は、道路計画課において、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第 5 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2） 委員会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- （3） 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （5） 会長の指示に反する行為をしないこと。
- （6） その他委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第 6 条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

（その他）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

令和 年 月 日

【熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会】

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 委員会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年9月25日から施行する。

附 則（令和5年（2023年）4月3日 道路計画課長決裁）

この要領は、令和5年4月3日から施行する。